

昨年度からの変更点

昨年度からの主な変更点は以下の通りです。

(1) 2月・3月の入所保留通知の発行を廃止します ⇒[P.34](#)

2月・3月については、入所選考を実施しないため、令和8年度より入所保留通知の発行を行いません。育児休業給付金の延長を希望される方は、必ず就労先又はハローワークに確認のうえ、必要な月の入所申請を行ってください。

(2) 就労要件の基本指数において、過去の実績確認は不要となります ⇒[P.17](#)

令和8年度より、就労要件での入所選考において過去の就労実績は不要となり、入所月以降の就労日数・時間で基本指数を決定します。

※月極延長保育（区立）選考は引き続き実績確認が必要です。

例：前職がなく、4月から週5日8時間の就労開始が内定している場合（4月入所選考）

- ・令和7年度まで：求職活動（新規就労者、採用内定者、求職中の者） → 5点
- ・令和8年度から：就労（日中8時間以上の就労を常態） → 10点

(3) 保育園入所選考結果をSMSでお知らせします ⇒[P.23](#)

選考結果は、お申込書に記載の「保護者1」の電話番号宛にSMSで通知します。

発信番号：03-3812-7111

【内定の場合】

4月入所：SMSに加え、「内定通知書」を郵送します。

5月入所以降：SMSに加え、内定園から保護者さまへお電話します。

【保留の場合】

SMSに加え、「保留通知書」を郵送します。

【重要：保留の場合の通知について】

翌月以降も保留が続く場合、原則として通知しません。内定となった場合のみ、改めて通知します。

なお、保留通知書は、最初の入所希望月分のみを送付となります。改めて「保留通知書」が必要な場合は、[P.34](#)をご確認の上、ご申請ください。

【月極延長保育について】

区立保育園の月極延長保育の選考結果も上記と同様です。ただし、園からの電話連絡はありません。

